

民商は業者の助け合い！仲間を増やしてみんな笑顔！ 民商ポスターを貼る場所を募集中！

尾北民商は新しい仲間を増やして、民商を大きくするべく活動中です。コロナ禍で業者に逆風が吹いている状況だからこそ、連帯・団結の価値が輝いています。

写真は民商のポスターです。1枚がA2サイズで、屋外掲示も可能な防

水仕様です。四隅に穴をあけたベニヤ板に貼り、針金で金網などに固定できるようにしてあります。もちろんワッポンシールなどでポスターだけを貼ることもできます。

皆さんのそばに、この民商ポスターを貼れる所は



ありませんか。お店や家の壁・塀や、土場の金網など、人の目に触れるところならどこでも構いません。

ウチに一枚貼っておいてもいいよという方は、最寄りの役員さんか民商事務所にご連絡ください。

尾北民商

ニュース

2021年
1月25日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

尾北民商なんでも相談会が始まりました！

1月24日（日）の江南を皮切りに、今年もなんでも相談会を開いています。

開業して最初の申告が不安な業者、何らかの「困った」を抱えている業者は、毎年必ず存在します。

また新型コロナウイルス感染症の流行で、売り上げ減、材料・消耗品仕入れの困難、感染症対策の負担など、すべての業者が大きな困難を抱えています。

1月30日（土）	午後1時～3時	犬山市南部公民館	第1会議室
2月1日（月）	午後1時～3時	岩倉市ふれあいセンター	3階研修室
2月2日（火）	午後1時～3時	扶桑町総合福祉センター	研修室
2月3日（水）	午後1時～3時	大口町健康文化センター	ふれあい3

行政の支援策も不十分な状況だからこそ、商売を続けていくためには使える制度をすべて使っていくべきです。

今、あなたの周りにも悩んでいる業者がいるはず。ぜひ、民商に紹介してください。



持続化・地代家賃給付金の申請延長について

1月15日（金）に経済産業省から発表があり「申請期限に間に合わない事情がある場合」は、持続化給付金・地代家賃給付金の申請期限が、2月15日（月）まで延長されました。

ただし1月15日までに申請していなかった人が、現在申請しようとする場合、先に延長の申請を行う必要があります。これが通ってからでないと給付金の申請手続きができません。

給付金の対象となっているが、事情があってこれから申請をしたいという方は、民商にご相談ください。

感染防止対策協力金の申請について

愛知県の感染防止対策協力金は、1月11日までの分と12日以降の分で別の申請が必要となります。12日からの分の申請は、2月後半から3月前半の予定です。

12月18日から1月11日までの協力金の対象となる人は、今のうちに申請を済ませておきましょう。

記入内容や添付書類など、申請の手続きにわからないことがある場合は、民商にご相談ください。